

会 議 名 (審議会等名)		令和8年度第1回 川西市子ども・若者未来会議	
事 務 局 (担 当 課)		こども未来部こども政策課	
開 催 日 時		令和8年8月4日（火）18時00分～20時00分	
開 催 場 所		ハイブリッド会議 市役所4階庁議室(Zoom併用)	
出席者	委 員	(会長) 玉木会長 (委員) ト田委員、久保田委員、宇治田委員、藏原委員、中村委員、清積委員、小島委員、木谷委員、山内委員、渡辺委員、岡委員、前川委員、丸野委員、高田委員、石井委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 野田 忠生 こども未来部こども政策課 中村 陵、白石 美央、坂本 拓麻、朝山 千歌 教育推進部副部長 木山道夫 教育推進部入園所相談課長 岸本 匡史 教育推進部入園所相談課長(留守家庭児童育成クラブ担当) 田中 遼 教育推進部教育保育課 小林 文恵	
傍聴の可否		可	傍聴者数 7人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ① 旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業者について 【資料1】 ② (仮称) 多田こども園の一体化整備事業について 【資料2】 ③ (仮称) 川西久代南こども園の整備・運営に係る対話型市場調査(サウンディング) 結果とそれをふまえた市の方針について 【資料3】 ④ 令和8年度教育・保育及び留守家庭児童育成クラブの待機児童数等について 【資料4】 ⑤ 第2期川西市子ども・若者未来計画 令和7年度実績評価について 【資料5-1、5-2】 ⑥ こども・若者参加条例 令和7年度取組報告について 【資料6-1、6-2】 ⑦ こども誰でも通園制度の利用状況等について 【資料7】 (2) 協議事項 ① パステル保育園 保育所型認定こども園への移行について 【資料8】 ② 就学前・教育保育施設の利用定員変更について 【資料9】 3. 閉会	

審 議 経 過（要 旨）

1. 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまより、令和8年度第1回川西市子ども・若者未来会議を開催させていただきます。

皆様お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、Zoom ウェビナー、市役所庁議室を併用したハイブリッド会議として開催しております。また、傍聴につきましても会場と Zoom ウェビナーの2パターンでの傍聴が可能となっております。通信に関するトラブル等が生じる可能性もございますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開催に先立って、ミーティングアプリ Zoom による参加及び通信の確認を行っております。確認については、会議開始前に事務局で「映像及び音声により委員本人であること」「会長及び委員相互間で映像及び音声の即時の送受信が行われていること」の2点について確認が取れておりますことをご報告いたします。

次に、本日オンラインでの参加委員はト田委員、渡辺委員、前川委員の3名となっております。また、ト田委員、前川委員は遅れての参加、小野委員、森友委員、谷部委員、山本委員が欠席との連絡を受けておりますが、川西市子ども・若者未来会議条例第6条第2項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、録音をさせていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。

議事に入る前に、委員のご交代をご報告いたします。

兵庫県こども家庭センターから選出の山元所長様が、4月の人事異動によりご交代され、後任は、新たに石井所長様にご就任をいただいております。石井様、一言ごあいさつをお願いいたします。

（石井委員）

失礼いたします。4月に川西こども家庭センターに着任しました、石井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。現在は児童相談所にはありますが、2年前までは県のこども政策課にありまして、何かのご縁かと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

それでは、議事に入らせていただきます。なお、会場でのご参加の方におかれては、マイクに近づいてのご発言をお願いします。オンラインでのご参加の方におかれては、聞こえにくいなどございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

ここからの進行は玉木会長にお願いしたいと思います。それでは玉木会長よろしくお願い申し上げます。

（会長）

皆様、改めましてこんばんは。お忙しい中、ご足労いただきありがとうございます。

本日の終了予定時間は20時としております。皆様の円滑な会議進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。本日は議題がかなり多くなっております。次第をご覧くださいますと、報告事項が7件、

審議事項が2件となっております。議題が多いですので、ある程度まとめて事務局よりご説明していただきたいと思います。質疑などもまとめて頂戴できればと思っております。

それでは、報告事項に入りたいと思います。(1) 報告事項についてのまとめ方としましては、報告事項①から③、④から⑥、⑦に分けて進めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、(1) 報告事項の①から③について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

報告事項①から③について報告

①旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業者について

②(仮称)多田こども園の一体化整備事業について

③(仮称)川西久代南こども園の整備・運営に係る対話型市場調査(サウンディング)結果とそれをふまえた市の方針について

それでは、事務局から説明いたします。

まず資料1をご覧ください。

今年3月の審議会で事業者が決定したことをご報告しました。

当時は、株式会社はな保育様が優先交渉権者として交渉を進めていましたが、事情により辞退されたため、現在は次点交渉権者である社会福祉法人東谷あゆみ会様と事業を進めさせていただいております。

改めて施設及び事業の概要を説明させていただきます。

まず場所は、旧市立東谷幼稚園の施設をリノベーションして実施いたします。

1階部分は民間保育所で、運営は社会福祉法人東谷あゆみ会様が行います。社会福祉法人東谷あゆみ会様は、市内で畦野こどもの里保育園や多田こどもの森保育園を運営されている法人です。

2階部分は学びのスペース「セオリア」で、市が運営をさせていただきます。開設時期は令和9年4月を予定しております。

2. 事業概要(1) 民間保育所について、名称は仮称ですが「東谷こどもの空保育園」となっております。

定員は0歳から5歳までの合計40人。開園時間は午前7時から午後6時。休園日は、日・祝日・年末年始となっております。

実施事業につきましても記載のとおりで、延長保育事業、一時預かり事業、こども誰でも通園制度などの事業を実施していただく予定となっております。

(2) の学びのスペース「セオリア」について、名称は仮称ですが「北部セオリア」となっております。

開室時間は午前9時30分から午後2時30分を予定しております。

実施事業は学校以外の学びの場を必要とする小・中学生のための居場所となっております。

3. スケジュールについて、令和8年7月から改修工事がスタートしており、来年2月に工事が完了し、来年4月に開設というスケジュールを予定しております。以上で資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2についてご説明いたします。

(仮称)多田こども園の一体化整備事業について、本市では第2期川西市こども・若者未来計画に基づき、多田幼稚園と多田保育所を一体化した認定こども園の整備に向けて準備を進めております。(仮称)多田こども園の概要と開設までのスケジュールについてご説明いたします。

1. 施設概要についてです。所在地は、現多田保育所の跡地です。後ほどご説明いたしますが、多田保育所を解体し、その後、現多田保育所の跡地に（仮称）多田こども園を建設することになっております。面積は資料の記載のとおりです。

園舎は鉄骨3階建ての建物で、敷地内に駐車場12台、駐輪場20台を設けております。

定員は合計で140人で、1号認定（3～5歳児の幼稚園機能部分）については20人、2・3号認定（0～5歳児の保育所機能部分）については120人を定員としております。

続きまして、（仮称）多田こども園の開設までの主なスケジュールになります。

表の下の部分からご説明します。

仮設園舎と記載しているところですが、本年3月から仮設園舎の工事をしており、仮設園舎が完成しましたら、現在多田保育所に通っているお子様が仮設園舎に移動されます。

仮設園舎では令和8年9月から令和10年3月末まで保育を行い、新設園が令和10年4月に開設されると新設の（仮称）多田こども園へ移っていただく予定です。

新園舎については、こどもたちが仮設園舎に移った後、10月頃から保育所の解体工事を始め、その後年度末までに整備を行います。令和10年4月以降に、（仮称）多田こども園へ仮設園舎のこどもたちが移った後に、この仮設園舎を解体するスケジュールになっております。

資料2の一番下に（仮称）多田こども園の外観イメージパースを掲載しております。図は、南西面から見たもので、南側に園庭、中央に園舎、その奥の北側に駐車場を設けています。

駐輪場は園庭の東側、倉庫の裏あたりに設置する予定です。

資料2の説明は以上になります。

引き続き、資料3の説明をいたします。資料をご覧ください。

（仮称）川西久代南こども園の整備・運営に係る対話型市場調査（サウンディング）結果とそれを踏まえた市の方針について、今年の5月に公表させていただきましたので、その内容を説明いたします。

冒頭に対話型市場調査（サウンディング）実施背景・目的というところで、（仮称）川西久代南こども園の整備及び運営主体については、民間法人によることとしており、事前に市と民間法人の皆様との「対話」による意見招請（サウンディング）を実施し、この「対話」を通じて、本事業について相互理解を図るとともに、民間法人の皆様からアイデアや提案を積極的に取り入れることで、整備候補地をはじめとした公募条件等を整理していくために実施させていただいております。

1. サウンディング結果に3点記載しており、1点目は、令和10年度の開設を実現するには、既に更地となっている旧市営住宅久代団地跡地が最適であるという結果となりました。

2つ目が、現在の久代幼稚園敷地で、川西南保育所を運営しながら新設することは、騒音対策等は必要であるが可能であるという意見がありました。ただし、この場合、令和10年度の開設は難しいだろうということです。

3点目は、現在の社会情勢などを考慮すると、スケジュールを当初の計画より長めにとる必要があるという点です。

サウンディング結果を踏まえた市の方針は資料の2番に記載しています。

1点目は、現在の社会情勢を考慮し、令和10年4月の開設を見送るということです。

2点目は、0歳児～2歳児の保育定員の確保、1号認定児の幼児教育環境整備の観点から、引き続き早期の開設をめざすということです。

3点目は、整備場所に関して、サウンディング結果を踏まえて、現久代幼稚園敷地を第一候補地とす

ることです。

4点目は、市立川西南保育所・久代幼稚園の運営については、令和10年度を目途に民間移管に向けて準備を進めるという方針です。

最後に、第一候補地である現久代幼稚園敷地で整備を進めるにあたっては、久代幼稚園の園児の教育・保育への配慮が必要であると考えております。

3. 今後のスケジュールについては、既に終わっておりますが、5月に本資料を公表した後、保護者・地域の方へ説明を行いました。さらに追加サウンディング調査を実施し、改めて実現可能性の確認を行いました。追加サウンディングは6月から7月にかけて実施しました。

次に8月頃に整備方針等について市議会へ説明させていただく予定です。

その後、9月から在園所児童及び入園所希望児童の保護者や地域の方に順次周知をさせていただく予定です。

資料3の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。資料1から3の報告をしていただきました。ただいまの説明についてご質問やご意見がございましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

失礼します。資料2の(仮称)多田こども園の定員について、保育所を認定こども園にするということで、1号認定を20人に設定されてると思うのですが、2号・3号認定は合計で120人となっています。2号認定と3号認定はそれぞれ何人ずつ想定されているのかお伺いしたいです。3号認定のほうがおそらく児童が多いかと思いますので、区分を想定されていたら教えていただきたいです。

また、決まっていることだと思いますが、保育所を認定こども園にする目的は、1号認定を設定して幼稚園機能を持たせることだと思いますが、幼稚園機能部分については定員がかなり余っているので、先ほどの市立幼稚園と市立保育所を合併して、1号を減らす方向に持っていこうとされているのかなと思うので、一方で1号を増やして、他方で1号を減らすといった全体の大きなバランスを参考に聞かせていただければと思います。以上です。

(事務局)

(仮称)多田こども園の2号・3号認定の定員について、年齢別に下から0歳6人、1歳15人、2歳18人、3・4・5歳は各27人で考えています。

(事務局)

もう1点ご質問がありました、1号認定の量の話についてですが、本事業は公立の保育所と幼稚園を一体化していく事業です。その目的の1つは、それぞれの施設がかなり老朽化しているため、一体化して施設を集約し、効率的に新しい施設を整備していくということにあります。

それから、1号と2号のより良い教育環境を整備していくことも目的だと考えています。確かに市内では1号認定の定員がかなり多いため、2号・3号認定についてはしっかりと定員を確保し、1号認定については、一体化前の多田幼稚園の在籍児童のみの数を見て設定しております。ですので、1号認定に

については実態に合わせて 20 人とし、かなり少なくしていくことを考えております。

(委員)

資料 3 についてですが、方針については良いかと思うのですが、お伺いしたいのが、当初の令和 10 年 4 月開園予定を後ろ倒しにするということなので、デメリットがあるかと思うのと、あと社会情勢はいろいろあると思いますが、具体的にどのようなことが社会情勢として困難だったのか教えてください。以上 2 点お願いします。

(事務局)

令和 10 年度の開設予定が遅れることについてのデメリットですが、そもそも一体化と、あるいは民間への移行を進めるデメリットとして、まず 1 つは現在、幼稚園機能部分について非常に入って来られる方が少なく、幼児の教育・保育がそのまま良いのかということがありましたので、それを早期に解決したいという点が遅れてしまうということです。もう 1 つは、公立と民間の運営費用を比べると、公立のほうが高いので、一刻も早く、民営化をしてその財源を他の教育保育に充てていきたいというのが遅れるということです。また、こども園化により入所保留児を一刻も早く解消していきたいという点が遅れることの 3 点のデメリットが生じてしまうと考えられます。

社会情勢については、昨今の物価高騰や中東情勢等により資材が入らないということがサウンディング調査の中でお聞きしましたので、これらの事情を踏まえて方針を変更したということです。

(会長)

はい。ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。

(委員)

資料 2 で、定員が 140 名に対して駐車場が 12 台、駐輪場が 20 台で数が少ないのではないかなと思いました。道も狭かったような気もしており、朝の時間帯などに混雑しないのかなということが気になりました。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

そうですね。私たちも、駐車場の台数については考えたところなのですが、現在多田保育所がある場所に作るということで、実際、現在の保育所でどのような状況になっているかということと、あとは他のこども園等を作るときに、おおよそ 2 号・3 号定員の 1 割ほどの台数の駐車場を作っていて、運営ができていることから、定員 120 人の 1 割で 12 台としたということです。

(会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございます。他にご質問ございますか。

(委員)

資料3でサウンディング調査の考え方として基本的に市と民間法人の事業者様との対話だと思うのですが、市民や地域の方との対話は具体的にどういった対話をされているのか、また今後どういったフローやプロセスで行っていくのか教えていただければと思います。

(事務局)

はい。民間事業者ではない地域や保護者の方との対話ということだと思いますが、これまで地域や保護者の方に対しては、複数回にわたり説明会を開いて、様々なご意見をいただけてきました。

またタウンミーティングも開催して、市長に直接、主に保護者の方から切実なご意見等をいただきました。方針を決めたから終わりというわけではなく、この方針を決めるために説明会等をしてきましたが、今後も機会をとらえて保護者等にしっかり説明をして、ご意見いただいていくということは続けていきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。具体的に保護者の方からどういった意見が多く出たとかあれば、教えていただければ幸いです。

(事務局)

内容については市ホームページにも上がっていますので、ご覧いただけたらと思いますが、主には市の保育が変わってしまう、こどもたちに影響が出るのではないかと、通っている保育所あるいは幼稚園を非常に高く評価していただけており、民間事業者に引き続き同じような保育をやってもらえるのかという意見をいただいております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

資料3について、2.サウンディング結果を踏まえた市の方針で、令和10年4月の開設を見送るとあり、3つ下に、市立川西南保育所・久代幼稚園の運営については、令和10年度を目途に民間移管に向けて準備を進めるということです。令和10年4月から新設はできない。それで、市立の保育所と幼稚園は、令和10年度で民間移管になるという理解になるのでしょうか。この辺のタイミングが分かりにくいので、質問させていただきました。

(事務局)

おっしゃっていただいたように新しいこども園の令和10年4月の開設は見送ります。ただ、先ほど一体化や民営化が遅れることのデメリットを挙げましたが、一刻も早く解消するために民間移管は早く進めたいというのが市の方針です。

ですので、少なくともこの時点においては令和10年4月から民間移管をしたいという思いで方針を立てているということです。

(会長)

いかがですか。

(委員)

単純な理解としては、令和 10 年 4 月から南保育所と久代幼稚園は民間になり、ただ新しい施設については、令和 10 年 4 月の開設はできない。令和 11 年になるかもしれないけれど、そのときには民間の新しい施設ができるということでよろしいですか。

(事務局)

はい。民間になるというか、民間移管に向けて準備を進めるという方針です。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。ないようであれば、次の議題に移りたいと思います。

報告事項の④から⑥の説明を、事務局をお願いいたします。

(事務局)

報告事項④から⑥について報告

④保育所等の待機児童数について

⑤第 2 期川西市こども・若者未来計画 令和 7 年度実績評価について

⑥こども・若者参加条例 令和 7 年度取組報告について

保育所の待機児童数についてご説明いたします。資料 4 をご覧ください。

まず、1. 国基準の待機児童数は、令和 8 年 4 月 1 日時点では 0 人となっています。国基準の待機児童数は令和 4 年度以降 0 人を継続している状況になっています。

次に 2. 国基準以外の入所保留児数です。こちらは令和 8 年 4 月 1 日時点で 126 人となっておりまして、令和 6 年度 109 人、令和 7 年度 91 人と減少傾向でありましたが、令和 8 年度は増加となっております。年齢の内訳を見ると、1 歳児と 2 歳児の入所保留児が特に多くなっています。続きまして、留守家庭児童育成クラブの状況についてご説明いたします。

まず 1. 留守家庭児童育成クラブの状況です。

国への報告基準日である各年 5 月 1 日時点の人数を整理しております。令和 8 年 5 月 1 日時点の登録児童数は 1,472 人で、待機数は 125 人でした。令和 7 年度と比較すると、登録児童数は 40 人減少し、待機数は 14 人増加しております。

後ほどご説明いたします、放課後キッズプレイスという事業を実施しておりますが、現在 11 校に拡大して設置しておりますが、留守家庭児童育成クラブの待機数 125 人のうち 94 人の方は放課後キッズプレイスを利用しながら、同時に留守家庭児童育成クラブの空きを待っておられる状況です。

ですので、待機数は、令和 7 年度より増加しているものの、実質的に放課後の居場所を何も利用されていない児童というのは、 $125 \text{ 人} - 94 \text{ 人} = 31 \text{ 人}$ となりますので、令和 7 年度の 111 人よりも状況は改善しつつあると考えております。

次に、資料 3 ページ目の「2 留守家庭児童育成クラブの待機児童解消に向けた令和 5 年 4 月以降の取組み状況」についてです。

まず(1)の夏季休業中のみの特別開所でございます。

待機児童が多く発生している校区で実施しているものであり、令和7年度は陽明小学校区と牧の台小学校区で新たに開所をして、計10小学校区で実施しております。

また、安定的な運営を行うために、8小学校区については民間事業者運営に委託して実施しております。

令和8年度については、後ほどご説明いたします放課後キッズプレイスを通年で実施することで、夏季休業中の留守家庭児童育成クラブの実施は今年度は行っておりません。

続きまして、資料4ページ目をご覧ください。

(2)放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」についてです。

留守家庭児童育成クラブの待機解消に向けた取組の1つとして、スタッフがこどもの主体的な活動をサポートする放課後の居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」を、民間事業者運営に委託して試行実施しております。

令和7年度は、久代小学校区と桜が丘小学校区で試行実施しており、一定の成果が見られたため、令和8年度は11校に拡大して、引き続き試行実施しております。各学校の待機児童の規模に応じて定員を設定しており、現在90人定員と60人定員に分けてそれぞれ実施しております。説明は以上でございます。

続いて、資料5-1、5-2の第2期川西市子ども・若者未来計画 令和7年度実績評価についてご説明いたします。

第2期川西市子ども・若者未来計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。今回は、計画の初年度となる令和7年度に実施した各事業について、担当課による実績評価を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本日は、資料の全ての事業を1つずつ説明するのではなく、主に第4章と第7章について抜粋した資料5-1に沿ってご説明いたします。全体版については、資料5-2をご参照ください。

はじめに、第4章の実績評価についてご説明します。第4章には、具体的な取組や内容について基本目標ごとに記載しています。評価については、各事業の担当課が、令和7年度の取組状況などを踏まえて評価したものです。

まず、全体的な評価結果からご説明いたします。計画に位置付けられた254事業について実績評価を行いました。評価は4段階で行っており、表の右側に記載している評価基準で評価しております。結果として、令和7年度評価では、「良好」及び「概ね良好」の合計の割合は94.1%であり高い状況です。

続いて資料2ページ目をご覧ください。

全事業の中から新規事業、重点事業及び評価が△または×となった事業を抜粋しています。この中でも本日は評価が△または×となった15事業について順にご説明いたします。

資料3ページに進みます。

一番上の子育て世帯訪問支援事業の実施についてです。家事支援等が必要となる世帯がなく、利用がなかったため△評価となっております。

次に、知明湖キャンプ場管理・運営については、キャンプ場ブームの落ち着きや繁忙期の降雨の影響により、令和6年度から来場者数が減少したため△評価となっております。

次に、幼児教室の開催についても、参加人数が減少したため△評価となっております。

その下の青少年団体活動への支援については、1団体から補助金の交付申請がありましたが、参加者

の都合が合わず事業が実施できなかったため△評価となっております。

下のキッズ リ・ぼ・んの実施については実施していないため×評価となっております。キッズ リ・ぼ・んは今後も実施する予定はありませんが、こども向けのごみ減量や環境体験学習は別の形で今後も継続していく予定です。

資料4 ページ目に移ります。

上から2項目目、△評価となっている、就学前教育保育の拠点施設の取組実施については、訪問後のフォローアップや2回目の訪問が十分にできていませんでした。

次にその下の2項目分の外部評価の受審・公表の促進については、上が公立園、下が民間施設の評価となっております。令和7年度においては、第三者評価を行った施設はないため△評価となっております。

その下の×評価となっている、市立留守家庭児童育成クラブの運営についてですが、先ほど資料4にて説明させていただいたためこちらは割愛いたします。

続いて、資料5 ページ目をご覧ください。

上から3項目目、青少年地域活動の支援については、先ほどご説明した青少年団体活動への支援と内容が重複しますので、こちらも割愛いたします。

その2つ下の若年者就労体験支援事業の実施については、利用者が減少したため△評価となっております。

一番下の青少年の育成については、青少年補導委員会が解散してしまったため△評価となっております。

資料6 ページをご覧ください。

上から2項目目、保護者や児童生徒への不登校に関する支援の周知については、ガイドブックの作成はできていますが、展開ができていないため△評価となっております。

一番下の総合的なこども・若者の貧困対策の推進については、こども食堂の現状把握にとどまったため△評価となっております。

資料7 ページをご覧ください。

上から4項目目、こども・若者の市民公益活動などへの参画機会確保の促進については、学校運営協議会へのこどもの参画機会が十分ではなかったため△評価となっております。

以上が△及び×評価となった事業です。それぞれ評価が低くなった要因は異なりますが、各事業の課題を踏まえながら、事業内容の見直しや周知の充実など、改善に向けた取組を進めてまいります。

最後に資料8 ページをご覧ください。第7章では本計画における施策の評価指標を掲載しております。数値はまだ算出できていないものも一部あります。8項目目については、先ほどご説明させていただいたとおり、留守家庭児童育成クラブの待機児童数が増加していますが、他項目に関しては、基準値である令和4年度と比較すると、数値が上昇傾向であるものや、改善が見られるものが多くを占めております。

以上が令和7年度の実績評価の概要です。

全体として90%以上の事業が順調に進んでいる一方で、引き続き対応が必要な課題も残っております。今後も施策の充実に努めてまいります。資料5-1、5-2についての説明は以上となります。

続きまして、資料6-1についてご説明いたします。

こども・若者参加条例令和7年度取組報告について、令和7年4月から全てのこども・若者があらゆ

る場で安心して意見を表明することができ、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざして、こども・若者参加条例を制定しました。その制定した条例の周知の取組について2点、ご説明いたします。

まず1点目です。

こども・若者参加条例を周知するためにこども・若者と直接関わることの多い団体等に対して会議等で条例の説明を行いました。合計12団体、1大会でご説明する機会をいただきました。

その次に周知イベントを行いました。こども・若者が企画から運営までを担う条例周知イベントで、公募を行い、こども・若者に企画から運営まで行いイベントを実施しました。「川西もりあげ だすこいまつり」というイベント名ですが、このイベント名についても、参加いただいたこども・若者に案を出してもらって、ワークショップの中で投票していただき、こども・若者がイベント名を決めました。

当日は約2,000人の来場があり、多くの人へ条例を周知するとともにこども・若者の意見を届けることができたと考えております。

イベント内容は、こども・若者によるダンスやプレゼンテーションなど7つのステージパフォーマンスと、こども・若者企画のクイズ&スタンプラリーや民間事業者様によるブースを出展いただきました。

日時は令和7年11月1日土曜日に11時から16時までの時間帯で行いました。場所はアステ川西1階びいぽう広場です。

このイベントに協力・協賛いただいた企業様は記載しているとおりで多くの企業様にご協力をいただきました。

イベントを企画するために、ワークショップを全5回行い、参加人数は、合計15人でした。その他市民サポーターということで、市の職員ではない大人のサポーターの9人に参加いただいて、このイベントを企画してまいりました。写真は、ワークショップの様子とイベント当日の様子を掲載しております。

周知以外の取組で、条例の推進として、市の施策へのこども・若者の意見反映を推進することを目的に、審議会へのこども・若者委員の登用を取り組んでまいりました。令和7年度は、子ども・若者未来会議に、15歳以上18歳未満の方（中学生は除く）をこども、18歳から39歳以下の方を若者として、こども委員3人、若者委員2人の合計5人に就任いただいております。

続きまして資料6-2についてご説明いたします。

資料6-2は、教育委員会で作成している資料ですが、学校園所の具体的な実践や取組について、こどもや保護者など市民に広く知らせるとともに、市内で実践を共有することで、教育保育の質を向上させていくということを目的に作成した資料になります。

その資料の中でこども・若者参加条例の取組として、2つご紹介いたします。

1つ目が、1ページ目の真ん中あたりの「こどもが想いをカタチにできるプロジェクト」ということで、市内の中学校と特別支援学校で、こどもたち自身が全校生徒から集まった想いを議論し、学校の先生方に提案しながら、カタチにしていく取組を行っております。

2つ目が、2ページ目のうち、上のあたりの「意見交換会/中学校給食献立意見交換会」ということで、意見交換会については、令和5年度から全ての中学校と特別支援学校で、主に第3学年の生徒と市長や教育長が意見交換をする機会を年に1回設けております。中学校の給食献立意見交換会については、中学校給食における適切な栄養摂取や喫食率の向上をめざして、中学生と、校長、教育委員、給食課職員らが意見交換を行っております。

その内容について資料6-2の参考資料として、市の広報としてプレスリリースや広報誌で取上げた内容の資料を2点つけております。

資料 6 についての説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。資料の④から⑥の説明をしていただきました。この説明につきましてご質問・ご意見がございますか。

(委員)

順番にいくつか教えていただければと思います。

資料 4 の保育所等の待機児童数について、入所保留児童は、いわゆる新聞などで言われる隠れ待機のことを指すと思うのですが、これは、令和 8 年 4 月 1 日時点で、増えている状況の中で特に 0、1、2 歳児が増えているように見えますので、対策が必要かなと思います。どのような対策を練ろうとされているのか教えていただきたいです。

2 つ目は、留守家庭児童育成クラブの待機児童数についてです。

まず、表の待機児童数全体では 125 人になっていますが、これは兵庫県放課後児童クラブ全体の待機児童数が全国で 3 番目に多いというぐらい高いレベルにありまして、その中で、125 人という数字は、全県の中でも 4 番目に高いとされておりますので今後、対策が必要だと思います。

一方で、先ほどご説明のあったように放課後キッズプレイスを活用することで、差し引くとしたら、今年から、確保が本当に必要な児童の数はおそらく 31 人ではないだろうかと聞いていますが、その 31 人にしても、全県で 9 番目に多いという数字を知らされております。例えば近隣の伊丹市だと、待機児童自体も 0 となっておりますので、放課後キッズプレイスを除いた残り 31 人であっても、対策が必要だと思いますが今年度、何か取組を考えられてることがあれば教えていただきたいのが 2 つ目です。

一方、第 2 期川西市こども・若者未来計画の実施評価について、第 4 章 施策の展開の実績評の左端通し番号 251 番の「児童育成支援拠点の検討」と記載がありますが、児童育成支援拠点はいわゆる居場所のないこどもたち、不登校などのこどもたちが、新たに居れる場所、サードプレイスと言われているところの整備で、国庫補助事業だと思うのですが、令和 8 年度の開設に向けて委託経費などの所要額を計上していると記載があって評価が◎となっているのですが、今年度の開設の見通しがありましたら教えていただきたいと思います。以上です。

(事務局)

私からは 1 つ目の、特に 0、1、2 歳の入所保留児への対応についてご説明いたします。本日、報告事項の前半に旧東谷幼稚園跡地を活用した保育所整備を挙げさせていただきました。また、認定こども園化を（仮称）多田こども園と（仮称）川西久代南こども園で進めております。旧東谷幼稚園跡地を活用した保育所につきましては、新設ですので、一定定員の増加が見込めるだろうということと、認定こども園化にあたっては、特に 0 歳児の定員の増加を図っていきたいと考えているところです。

(事務局)

続きまして、留守家庭児童育成クラブの待機児童数についてです。おっしゃられたとおり、125 人ということで、確かに県下の中でもかなり上位の数字であるということは認識しております。このことに関して、ご説明いたしました放課後キッズプレイスという取組を昨年度から実施しておりまして、今年度も試行実施を 11 校区に拡大している中で、放課後キッズプレイスを実施しております。やはり中に

は留守家庭児童育成クラブに通いたいというニーズもある中で、我々としては、支援員の確保の部分、そして実施場所の確保の部分というところに課題がある中で、何とか定員拡大や居場所の確保を進めていかないといけないですが、まず放課後キッズプレイスについても、試行実施というところで、認知度が低いところもあり、実際、令和8年度運営する中で認知度が高まることによって、実は留守家庭児童育成クラブのほうから放課後キッズプレイスに移行される方も一定数いらっしゃると思います、年度中においても待機解消というのはかなり進んでおります。

ですので、放課後キッズプレイスの効果をしっかりと検証した上で、そして留守家庭児童育成クラブの在り方を含めて、検討を進めていきながら、待機児童解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(事務局)

続いて、児童育成支援拠点の整備状況でございます。川西市はこども育成支援拠点という名称で、今年度に事業者を公募いたしました。先般、7月にプロポーザル審査委員会において選定された事業者、株式会社キズキ様という事業者様を優先交渉権者に決定したところで。

今後、優先交渉権者である株式会社キズキ様と調整を進めて、年明けぐらいの開設をめざして進めていきたいと考えているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。

(委員)

資料4の保育所等の待機児童数について、確認させていただきたいのですが、こどもが複数いらっしゃるって、兄弟姉妹で異なる保育所に在籍しているお子様がいらっしゃると思います。親御さんからよく聞く相談が、距離が離れているので朝や夕方の送り迎えに、かなり苦労していることです。こういった世帯に対して、兄弟の保育所に、弟妹が合わせられるようになっている数というのは、どれぐらい解消されているものなのでしょうか。

(事務局)

おっしゃられたように兄弟で別々の園所に入るとことは生じているところです。入所の選考のときに兄弟で同じところに行きたいであったり、別々でもいいから入りたいであったり、選考の中で差が生じています。兄弟がいるところに転園という形の受け付けもしております。兄弟が別々の世帯がどれだけ同じところに通えるようになったかというのは数値として今持っていないのですが、やはり現状全く入れていない方もいらっしゃる中で、選考の点数の順番で入所していただいている中でのことになります。もちろんご苦労はお察しするところではありますが、別々でも入りたいと入っていただいた世帯では、転園の希望は出していただいて、転園ができる状況であれば転園できることにはなるのですが、他に入ってる方で埋まっていたら転園ができないという状況ですので、4月は兄弟の転園を優先していますが、一概にみなさんが転園できるというわけではないというところが、今数値を持っていませんので感覚になりますが、そういう形になります。以上です。

(会長)

ありがとうございました。先ほど委員、手を挙げられていましたか。お願いします。

(委員)

先ほどの質問で、待機児童の数が日本の中で多いとおっしゃっていましたが、近隣の市よりも多いとおっしゃっていて、それを聞いて、根本的に何が他市と違って待機児童数が多いのか、理由が分からなくて、それをお聞きしたいです。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

おそらく留守家庭児童育成クラブの待機児童数のことと存じます。先ほどの125人というのが全国的に見ても多いというご指摘の部分ですが、決定的に、他市と違う1つの決定的な要因というのがあるというよりは、複数の要因が絡み合っただけという結果になっていると考えております。

1つは、川西という住宅都市の中で、お子様をお預けされたいという学童に対するニーズが非常に高いという部分です。全体の児童数、小学校の児童数が減っていく中で、学童に対するニーズ自体は高い傾向にあると考えております。

また、先ほど申し上げたとおり、我々として学童を運営するにあたって、お子様を保育する支援員を確保する部分や学童保育を実施していく場所の確保の部分がなかなか難しい中で、これだけの待機児童数になっていると考えられますが、川西市に特別の理由や決定的な理由があり、125人という数字にはね返ってきているというわけではなく、様々な複雑な要因が重なり合っただけという結果になっていると認識しております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。分かりました。

(委員)

私が言い出しっぺみたいな立場で申し訳ないのですが、川西市は、確かに人数的に多い部類に入るものの、他市と比べて特別に多いということを申し上げたわけではないです。例えば尼崎市でしたら500人ぐらいの待機児童がいらっしゃる、西宮市や宝塚市も200人近い待機児童がいらっしゃるという現実がございますので、川西市だけが突出して何か課題があるということではなく、そもそも留守家庭児童育成クラブ、保育所もそうなのですが、共働きの世帯が加速度的に増えてきている状況の下で、小さなお子様をどこかに預けて働かざるを得ない世帯が増えてきているという背景と、保育所と違って留守家庭児童育成クラブについては特に場所の確保が大変だということが一般的に言われてきておりますので、そういったことが相まって入りたくても入れない、開設したくても開設できないなど、先ほど川西市がおっしゃったように、放課後支援員の処遇面の課題などが重なり合っただけのことというような意思認識で入れていただいたらどうかなと思いましたので、補足させていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。他、ご質問ございますか。

(委員)

資料 5-1 の 6 ページ目について、△評価がついている「保護者や児童生徒への不登校に関する支援の周知」で、ガイドブックを作成し直したということですが、まだ一切、紙媒体では配布されていないという認識でいいのかということと、どのようなところに、どのような方法で配布を検討しているのかというところが知りたいです。

(事務局)

本日、担当課が全て出席しているわけではありませんので、この件について私もすぐ分かりませんので、確認しましてメール等でご連絡させていただくようにいたします。

(委員)

私の子は不登校なのですが、去年までのパンフレットだと学校経由で配られているのですが、ただ施設が記載されているだけだったので、各施設の特徴が分かりやすくなっていたらいいなと思うことがありました。配布方法も、配られてそれっきりになってしまっているところがあるので、通所に繋がるような仕組みがあればいいなと思いました。以上です。

(委員)

同じく資料 5-1 の 4 ページの上から 2 つ目の「就学前の教育保育の拠点施設の取組実施」というところですが、乳幼児教育保育アドバイザーのことが書いてありますが、以前、この部会で議論して、公立園が少なくなって民間保育園が増えていく中で、公立園の役割はどういうものかということを検討したときに、アドバイザーのような人がいて、川西市の保育の質の向上を担うような存在ということで推し進めていこうというお話だったと思うのですが、これから充実させていくということだと思うのですが、今のところ△評価ですが、このあたりで何か進みにくい理由とかあるのか、それとも始めたばかりだから△評価という感じなのか、そのあたりを教えていただければと思います。

(事務局)

アドバイザーについては現在モデル園で取組を行い始めているところです。まだ専任という形ではなく、園所に在籍している副園長が兼任のような形でしておりますので、なかなかアドバイザーの本来の取組というのを、丸々できていない状況ではありますので、△評価をしております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他ご質問はありますでしょうか。

(委員)

今回もたくさんの資料をありがとうございました。資料 5-1 の資料の 3 ページの上から 2 つ目の「明湖キャンプ場管理・運営」の利用の件で△というのがあるのですが、どれぐらい減ったから△評価にされたのか、前年度の数字が知りたいと思っています。

同じ 3 ページの下から 4 つ目の「キッズ り・ぼ・ん」の実施も、令和 7 年度は未実施で今後も実施なしということは、実施しない理由は何なのか。計画当初の目的が達成されたのかどうなのか知りたいと

ころです。

次が4ページの「就学前教育保育の拠点施設の取組実施」で、実績を見れば、園所の訪問数が22園所で研修会も3回実施されているのですが△評価というのは、もともとの目標値との乖離があるから△評価にされたのか、どれぐらいの目標値を持っておられたのか知りたいです。

その下の「外部（第三者）評価の受審・公表の促進」については、国か県の設置義務があるのでしょうか。回数を多くしたほうがいいのか、ないほうがいいのか知りたいところです。また、アンケートを取って、ホームページで公表されているという経緯があるにもかかわらず△評価にされているので、ご自分にとって厳しい評価なのかなと感じたところです。

後2つは意見なのですが、資料5ページの下から3つ目の「若年者就労体験支援事業の実施」で、7人も参加があつてそれでも△評価です。これは利用者が多いほうがいいのか、少ないほうがいいのか大変難しい問題ではありますが、私は保護司ですので、私どもも若年の就労支援というのはすごく気にしているところです。そういう意味ではこの施策は継続して欲しいと思っています。

最後に、5ページの一番下の「青少年の育成」で、青少年の非行・被害を防ぐということで、青少年補導委員会が解散したことは私どもにとっても大変残念なところではあります。保護司も安全安心で犯罪のないまちづくりをめざした活動をしておりますので、そういう意味では、青少年補導委員会が解散したことは残念ではありますけれども、△評価にされているところが、これからもずっと△評価になるのは残念だなというところではあります。ただ、地域学校協働活動を中心に、各地域の実情に応じて様々な活動が活発に行われてると書いておられますので、この点は安心させていただいたところでもあります。

以上質問と、要望等ございますけども、お答えをお願いいたします。

（事務局）

担当課ではないので全てお答えできないですが、まず1つ目の知明湖キャンプ場の参加人数は、令和6年度は21,981人でした。続いてのご質問、キッズリ・ぼ・んを実施しない理由等については、担当課に確認いたしまして、目的を達成したのか、それとも何か違う理由で実施しないのかということを確認してメール等でお知らせしたいと思います。

（事務局）

就学前教育保育の拠点の取組についてですが、昨年度は、市内全体を巡回することを目標に立てておりまして、そのうちの1/3程度に終わったというところがありました。先ほどお話をさせていただきましたように、本来は専任で取り組もうと思っていたのが、実際は兼任でしたので、予想していた動きとは大分制限されたものになりましたので、△評価になっております。

（事務局）

外部（第三者）評価の受審について、第三者評価が法定の義務ではございませんが、保育などの取組について第三者が客観的に見ていただくことが必要だろうということで設けられておりまして、給付費の加算の対象がございます。

幼稚園における教育評価ガイドラインや福祉サービス第三者評価基準ガイドラインなどに沿った、第三者評価というものをすることが記載している項目のことになっております。公立でやっておりますのは、自己評価と保護者アンケートなどの学校関係者評価は行っているところですが、ここでいう第三者

評価はまではできていないという評価をさせていただいております。

一方で、民間施設につきましては、過去5年間でというところですが、これも5年に1度程度の想定ということが国の通知等で示されておりますので、5年間の中でやっていただくところがどれぐらいあるかというところを書かせていただいておりますが、やはりなかなか増えていないところがございますので△評価をさせていただいております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。そうしましたら次の議題がまだございますので、報告事項の⑦に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは⑦のご報告をお願いいたします。

(事務局)

報告事項⑦

こども誰でも通園制度の利用状況等について（資料7）

それでは令和8年度こども誰でも通園制度の利用状況等についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

1. 市民の認定・利用状況の表です。

年齢別の4月から6月までの各月の認定こども数、利用実人数、利用時間ですが、4月は中旬頃からの利用開始であったこともありますが、5月、6月と認定こども数、利用実人数、利用時間ともに増加している状況です。

2. 市内施設別利用状況です。

4月から6月までの期間で、施設ごとの実人数、延べ人数、延べ利用時間となります。

現状では公立認定こども園4園での実施であり、牧の台みどりこども園での利用が最も多い状況です。なお7月から民間の1施設で利用が始まっているところです。利用状況の説明については以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見がございましたらいかがでしょうか。

(委員)

私は現場が地域子育て支援拠点にいるものなのですが、そちらで保護者や利用者の方から、こども誰でも通園制度について質問があったのですが、あまり知らないということで、地域子育て支援拠点でも私たちが自ら調べている状態で、周知の方法とかどういう状態になってるのかなというのをご質問したく思います。

(事務局)

こども誰でも通園制度は川西市では令和8年度から開始させていただいております。開始するにあたり広報誌3月号では始まりますよと、4月号では始まりましたよという形で広報誌に掲載させていただいております。

その他、市のホームページに掲載させていただいており、今度9月号でも利用者様からいただいた声などを載せさせていただいて、周知をさせていただいています。

また、すくすくガイドマップにもまだ校正が終わったところで、発行されていないのですが、今後は、そういった子育ての冊子にも掲載して周知させていただこうかと思っていますところです。

(委員)

思ったよりも利用者数が多くないのかなという感じがするのですが、どれだけのニーズがあるのかは分からないのですが、知らないから利用できていないのかなと思うところもあって、まだ市が大々的にPR しないほうが良いのかなという感じもします。

そうでなければ、対象の方にピンポイントにご案内ができたり、地域子育て支援拠点にチラシなどを置けたりしたらありがたいなと思うのですが、始まったばかりなので受入れ体制の整えている途中なのかなという気もするのですがどのような感じなのでしょう。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように受入れが始まったばかりというところもありまして、職員の慣れといいますか、熟練度みたいなのところもあるかと思えますし、4月になったばかりのところでは、在園児自体が慣れていない中で、違うお子様が来て落ち着かない状況も出てきやすいということの意見も聞いております。

ただ一方で、8月になってきていますけれども、在園児が落ち着いてきた頃であれば、こども誰でも通園制度の新しいこどもが通ってきても、在園児の良い一面が見えるという声も聞いております。ただ、今のところ、市内では市立認定こども園4園での実施というところもあります。正直受入れ数に限りがあるという状況ですので、もちろん周知していくというところは必要だと思いますし、それから支援が必要な方に積極的に声を掛けていくことも必要だと思いますので、努めていければと思っております。以上です。

(委員)

認定こども数と利用実人数というのは差があるのですが、おそらく予約が埋まっていて利用できないというよりも、認定したもののそれほど利用していないというのが実情かなと思うのですが、その理解で良いでしょうか。また、4月から4ヶ月実施してきて、こども誰でも通園制度の問題点や実際に出てきたとか話があれば教えていただきたいです。

(事務局)

ご質問いただいた認定こども数と利用実人数の差について、おっしゃっていただきましたように予約が埋まっていて使えないというところよりは、認定をとって、そこから初めて国の総合支援システムが使えるようになりますので、認定は取っておき、タイミングを見て利用の面談を申し込もうと、まだ利用までは思っていないのかなというようなところで、差がでているのではないかということです。

実施してみても課題については、先ほども申し上げたとおり、在園児が落ち着かない場合もあったり、落ち着いてくれば在園児にとっても良い影響があったりなど、こども誰でも通園制度を利用している新しい子にとっても、他のこどもたちの関わりなどで家では見れなかった一面が見れるという声は聞いています。ただ、やはり慣れていないので、ずっと泣いてる子がいてどうしようかという声も聞いてます。市としてこれを課題だとかそういった状況ではまだないのですが、現場からいただいている声をご報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

それでは、この件に関しましては前回から引き続きということで議題に挙げ、報告をしていただいたかと思います。また、今年度からということで様々な取組をされているところだと思いますので、引き続き報告をいただければありがたいなと思います。

それでは報告事項、以上7点ご報告をいただきました。次に審議事項に移りたいと思います。

①と②について一括審議とさせていただきたいと思いますので「パステル保育園 保育所型認定こども園への移行」と「就学前・教育保育施設の利用定員変更」について、事務局より報告・説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料8についてご説明いたします。本件は、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、利用定員の設定について審議会にて委員の皆様にご意見をいただくものです。

資料の2枚目をご覧ください。パステル保育園から保育所型認定こども園へ移行したいとの申出があり、現在兵庫県へ認可申請を行っております。認定こども園へ移行する理由は、1号認定の定員を設けることで、保護者の就労状況などが変化し2号認定の要件を満たさなくなった場合でも、1号認定に切り換えて引き続き同じ園に通うことができる環境を整備するためです。そのため、現在は保育所であることから、1号認定の利用定員は0人ですが、認定こども園の移行に伴い、各年齢2名ずつ、合計6名の1号認定の利用定員を設定するものです。

なお変更日は、兵庫県の認可がおりた場合、令和9年4月1日を予定しております。

資料8については説明は以上です。

それでは就学前教育・保育施設の利用定員についてご説明いたします。資料9をご覧ください。市内2施設の利用定員の変更についてです。

1つ目は認定こども園鶴之荘幼稚園です。

1号認定を105人から75人に変更し、その結果、合計利用定員を150人から120人に減少させることとしています。本園については令和8年度に認定こども園に移行するにあたり、在園児童全てを1号認定で受入れできる定員設定するように県より指示がありました。一方で、在園児の一部が2号認定となったことにより、1号の利用定員と1号在籍児童数に乖離が生じたため、実態を踏まえて1号の利用定員を減するものです。

続いて2つ目は認定こども園めぐみ学園です。1号定員を250人から60人に変更し、その結果合計利用定員を310名から120名に減少させる予定としています。1号の利用定員と1号在籍児童数に乖離がある状態が続いており、施設のほうから1号利用定員を減らしたいという相談があったことから、実態を踏まえて1号の利用定員を減するものです。

説明については以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。①と②を一括ということでご審議のほう、よろしく願いいたします。

パステル保育園が定員を増やしたいということ。資料9の認定こども園2園が定員を減らしたいということでのご審議となります。ご意見いかがでしょうか。

(委員)

パステル保育園について、県の認定こども園審議会に謀ろうとされているところかと思います。基本的なことで申し訳ないのですが、なぜ幼保連携型認定こども園ではなく、保育所型認定こども園にされようとしているのか、何か理由がございますでしょうか。

(事務局)

幼保連携型認定こども園の場合は面積基準が保育所型認定こども園に比べて厳格であり、パステル保育園の場合、既存施設ですので、園庭の面積と遊戯室の面積が幼保連携型認定こども園の面積基準に満たしていないため、保育所型認定こども園の移行を希望しております。

(委員)

1号の定員を減らしたいという園が2つあるとおっしゃっていましたが、定員との乖離があったとおっしゃっていて、実際、何人ぐらい分かるのでしょうか。これで定員より人数が溢れていなかったら問題ないと思いますが、この新しい定員で人数がいろいろ溢れてるんだっただけだと思います。よかったら教えていただけたらと思います。

(事務局)

鶴之荘幼稚園につきましては、もともとの幼稚園があったときの定員の全てを1号としておりますので、その中から2号認定に移っていきましましたので、1号認定の数が減っております。ですので、その分を、当初2号認定にするだろうというもともとの想定の数があったもので、それに合わせて減らします。1号認定の定員の数よりも在籍の数は、当然少ない状況での定員設定、在籍児童数を上回る定員で設定させていただいております。

めぐみ学園も、定員が相当多かった状況でなるべく園としては設定した定員を埋めようという意思はずっとお持ちだったようなのですが、なかなか埋まりがたいというところで、250人から60人に変更しております。実際の在園児数につきましては、令和になってからでいいましたら60人から30人くらい、10数人のときもあったりだとかいうところですので、定員は大きく減らしていますが、この定員数で在園児のところは十分カバーできる数です。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

逸れてしましますが、この250人の定員を60人にされたと書いてあるのですが、もし250人いたら全部見れる人員は揃っているということなのですか。

(事務局)

当然 250 人来るようであれば 250 人を受入れるだけの人員を整えていただかないといけないということではあります。ただ、現状では募集したときに、例えば公立でしたら 10 月に 1 号認定の募集をしますが、その募集状況を見て、翌年度、何人の職員がいるかというような話になるかと思いますので、現状で 250 人見れるかということと見れる職員数はいないとは思いますが、仮に、これだけ受入れるということであれば、職員は当然揃えていただかないといけないことになります。実際に今在籍するこどもの数を預かれる職員数ということになります。

(会長)

はい。ありがとうございます。委員の方、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

他の委員の方、いかがでしょうか。それではこの①と②について審議をした結果、この原案ということをお認めするということで、会のほうとしてはしたいと思います。はい。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは報告事項と審議事項を以上として終わりたいと思います。それでは進行を事務局へお返しします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様、様々なご意見・ご協議を賜りまして、誠にありがとうございました。次回の会議は、11 月頃に開催予定ですが、改めて日程調整などをさせていただきますので、皆様何卒よろしくお願いいたします。

以上で本日の令和 8 年度第 1 回川西市こども・若者未来会議を終了いたします。